

千葉市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第33号

千葉市市税条例等の一部を改正する条例

(千葉市市税条例の一部改正)

第1条 千葉市市税条例(昭和49年千葉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第28条の2中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則第5条第5項中「第15条第18項」を「第15条第19項」に改め、同条第6項中「第15条第32項第1号」を「第15条第33項第1号」に改め、同条第7項中「第15条第32項第2号」を「第15条第33項第2号」に改め、同条第8項中「第15条第32項第3号」を「第15条第33項第3号」に改め、同条第9項中「第15条第37項」を「第15条第38項」に改め、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「第15条第46項」を「第15条第47項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「第15条第44項」を「第15条第45項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「第15条第43項」を「第15条第44項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第6条中第2項から第4項までを削り、同条第5項中「第30条第6項第1号及び第2号」を「第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第30条第2号イ	3,900円	1,000円
第30条第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円

	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

附則第6条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「第30条第7項第1号及び第2号」を「第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第30条第2号イ	3, 900円	2, 000円
第30条第2号ウ	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

附則第6条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「第30条第8項第1号及び第2号」を「第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第30条第2号イ	3, 900円	3, 000円
第30条第2号ウ	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第6条第7項を同条第4項とする。

附則第9条及び附則第9条の2中「第12条第17項」を「第12条第19項」に改める。

第2条 千葉市市税条例の一部を次のように改正する。

第8条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第14条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第14条の2第1項第1号中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改め、同項第2号中「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。

第28条中「原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）」を「3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下同じ。）」に、「その所有者に」を「当該軽自動車等の所有者に種別割によって」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第28条の2を第28条の3とし、第28条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第28条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以

上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第28条の3の次に次の4条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第28条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法第450条に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第28条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第28条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第28条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同項の申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、同条第2項の報告書を市長に提出しなければならない。

第29条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第30条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車

等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ウを次のように改める。

ウ 4輪以上のもの

(ア) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(イ) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

第31条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第32条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第447条第1項」を「第463条の19第1項」に改め、同条第2項中「第447条第1項」を「第463条の19第1項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第447条第1項」を「第463条の19第1項」に改め、同条第4項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に改める。

第33条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第28条の2」を「第28条の3」に、「第442条の2第3項ただし書」を「第443条第3項ただし書」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第5項及び第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第5条の次に次の7条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第5条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第5条の8第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第28条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の

環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第3条から第5条まで及び第8条並びに千葉市証明等手数料条例(昭和22年千葉市条例第15号)第2条第2号の規定にかかわらず、千葉県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第5条の4 市長は、当分の間、第9条の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第5条の5 市長は、当分の間、第28条の3の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の申告等の特例)

第5条の6 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、第28条の7の規定を除き、自動車税の環境性能割の申告の例により、千葉県知事にしなければならない。この場合において、第28条の7の規定による申告については、同条中「市長」とあるのは、「千葉県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第5条の7 本市は、千葉県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として千葉県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0・5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第28条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第6条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に、「以下この条」を「次項から第4項まで」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号イ	3,900円	4,600円
第2号ウ（ア）	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ウ（イ）	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第6条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に、「同号」を「同条」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号イ	3,900円	1,000円
------	--------	--------

第2号ウ（ア）	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ウ（イ）	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第6条第3項中「3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に、「同号」を「同条」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号イ	3,900円	2,000円
第2号ウ（ア）	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ウ（イ）	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第6条第4項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に、「同号」を「同条」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号イ	3,900円	3,000円
第2号ウ（ア）	6,900円	5,200円



	10,800円	8,100円
第2号ウ(イ)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第3条 千葉市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第30条第2号の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(千葉市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 千葉市市税条例の一部を改正する条例(平成26年千葉市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例」を「千葉市市税条例」に改める。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第30条第2号及び新条例」を「千葉市市税条例第30条第2号及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第30条第2号イ	3,900円	3,100円
第30条第2号ウ (ア)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第30条第2号ウ (イ)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第6条第1項	第30条第2号	千葉市市税条例の一

		部を改正する条例 （平成26年千葉市 条例第37号。以下 この条において「平 成26年改正条例」 という。）附則第5 条の規定により読み 替えて適用される第 30条第2号
附則第6条第1項の 表第2号イの項	第2号イ	平成26年改正条例 附則第5条の規定に より読み替えて適用 される第30条第2 号イ
	3,900円	3,100円
附則第6条第1項の 表第2号ウ（ア）の 項	第2号ウ（ア）	平成26年改正条例 附則第5条の規定に より読み替えて適用 される第30条第2 号ウ（ア）
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第6条第1項の 表第2号ウ（イ）の 項	第2号ウ（イ）	平成26年改正条例 附則第5条の規定に より読み替えて適用 される第30条第2 号ウ（イ）
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

## 附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び第4条の規定 令和元年10月1日

(2) 第3条の規定 令和3年4月1日

第2条 第2条の規定による改正後の千葉市市税条例（以下「新条例」という。）第14条及び第14条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 新条例第28条の5の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例第30条の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。